

## 【新型コロナウイルス】ナイジェリアにおける対応について

- ナイジェリア保健省及びナイジェリア疾病予防管理センター(NCDC)は3月9日、新たに1名の新型コロナウイルスの感染者を確認したと発表しました。
- NCDC は、3月5日付けで学校向けのガイダンスを発表していますので、ご留意ください。
- 3月6日の領事メールにて、日本における水際対策の抜本的強化についてお知らせしましたが、厚生労働省によれば、「トランジットで中国、韓国から入国する人も検疫措置の対象となる」由ですので、ご留意ください。
- 邦人の皆様におかれましては、引き続き、最新の情報を入手するとともに、感染予防に努めてください。(3月7日、当地で、日本を含む感染確認国からの入国規制等が検討されているというような報道等がありましたが、NCDC は同日、このような報道は噂であるとして、否定しています。)

### 1 ナイジェリア政府による発表

(1)ナイジェリア保健省及びナイジェリア疾病予防管理センター(NCDC)は3月9日、オグン州で新たに1名の新型コロナウイルスの感染者を確認したと発表しました。これは2月29日に発表された感染者の接触者のひとりで、容態は安定しているとのことです。

(2)NCDC は、3月5日付けで学校向けのガイダンスを発表し、現段階で学校を閉鎖したり、大規模イベントを中止する必要はないとしつつも、日本を含む数か国からの渡航者で何らかの症状が見られた場合に関し、以下のとおり指示していますので、ご留意ください。

●病気症状が発生した場合、その前14日間に、新型コロナウイルスの感染が確認された、または、国内感染が進行中の国(中国、イラン、日本、韓国及びイタリア)から帰国した者は、直ちに NCDC(電話番号:0800-9700-0010)に連絡すること。

●教職員が体調が優れなくなった場合で、かつ、その教職員が感染が確認された、または、国内感染が進行中の国への渡航歴がある場合、その教職員は、自ら屋内待機し、NCDC に連絡すること。

### 2 日本における新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の抜本的強化について

3月6日の領事メールにて、日本における水際対策の抜本的強化についてお知らせしましたが、厚生労働省によれば、「トランジットで中国、韓国から入国する人も検疫措置の対象となる」由ですので、ご留意ください。

### 3 感染予防

ナイジェリア保健省やナイジェリア疾病予防管理センターは、日頃の感染予防が感染拡大を防ぐためには重要であるとして、以下の励行を呼びかけています。

- こまめに流水、石鹸を使った手洗いを励行する。水を利用できない時は除菌液(サニタイザー)を使用する。
- 咳をする際にはティッシュ等で口周りを覆う。ティッシュがない場合は、肘の内側で口周りを覆う。ティッシュ等は使用后すぐに適切に処分してください。ティッシュが手に入らない場合は、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。
- 咳やくしゃみなどの症状がある人物との濃厚接触を避ける。

### 4 情報収集

新型コロナウイルスに関する主な情報収集源を以下に例示します。  
これらや報道などを通じて最新の情報を収集するようお願いします。

- ナイジェリア疾病予防管理センター(NCDC)ホームページ

<https://www.ncdc.gov.ng>

(学校向けガイダンス:

[https://ncdc.gov.ng/themes/common/docs/protocols/175\\_1583410399.pdf](https://ncdc.gov.ng/themes/common/docs/protocols/175_1583410399.pdf))

- 外務省海外安全対策ホームページ(日本)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- 厚生労働省ホームページ(日本)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

- 首相官邸(日本)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

### 5 感染拡大に伴う各国の水際対策

感染拡大に伴い、感染者確認国からの入国制限措置等を実施している国もあり、また、航空会社によっては感染者確認国との間の路線について運航停止または減便等を行っている場合がありますので、海外渡航を予定している方は、経由国の選定を含め注意が必要です。

◎外務省では、日本を含む感染者確認国からの入国制限措置や入国後の行動制限に関する各国措置をとりまとめ情報発信しています。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

6 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○在ナイジェリア日本国大使館(医務班／領事班)

電話:090-6000-9019 または 090-6000-9099

※国外からは(国番号 234)90-6000-9019 または 90-6000-9099

夜間緊急連絡用電話:080-3629-0293

※国外からは(国番号 234)80-3629-0293

ホームページ: <http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

電子メール : [visanigeria@la.mofa.go.jp](mailto:visanigeria@la.mofa.go.jp)